

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 40 年 1 月 30 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 37 年 4 月 1 日から 40 年 1 月 30 日までの期間について、41 年 4 月 6 日に脱退手当金が支給済みになっている旨の回答を受けた。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 年 2 か月後の昭和 41 年 4 月 6 日に、申立期間に係る脱退手当金の支給決定がなされていることに加え、A社において申立人の健康保険整理番号の前後 60 人の中に脱退手当金の受給権を有する女性は 44 人いるが、実際に脱退手当金を支給された記録があるのは申立人を含め 6 人のみであることが確認できることから判断すると、事業主が個別の委任に基づかず代理請求を行う取扱いがあったものとは考え難い。

また、申立人の戸籍上の生年月日は昭和 14 年 * 月 * 日であるが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の生年月日は、「昭和 14 年 * 月 * 日」と誤って記載されていることから判断すると、申立人の意思に基づく請求であったとは考え難い。

さらに、オンライン記録により、申立人は、脱退手当金の支給決定日の属する月及び前後の期間の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、21万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 23 日

ねんきん定期便が送付され、年金記録を確認したところ、平成 18 年 6 月分賞与の年金記録が漏れていることが判明した。同年 6 月分の賞与明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、年金記録に同年 6 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 18 年 6 月分の賞与明細書により、申立人は、申立期間において、21万円の標準賞与額に相当する賞与の支給及び厚生年金保険料の事業主による控除が認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の申立人のA社における標準報酬月額を、昭和62年9月から63年6月までは12万6,000円、同年7月は13万4,000円、同年8月は15万円、同年9月及び同年10月は14万2,000円、同年11月及び同年12月は15万円、平成元年1月は14万2,000円、同年2月は15万円、同年3月から同年5月までは16万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年9月3日から平成元年6月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社において控除された申立期間に係る厚生年金保険料額が、同社から受け取った給与支払明細書に記載されている保険料控除額と相違していることが判明した。
申立期間の標準報酬月額について、当時の給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人から提出されたA社の給与支払明細書により、当該期間に係る厚生年金保険料控除額が、オンライン記録による標準報酬月額から算出した保険料額を上回る金額であることが確認又は推認できる。

また、上記給料支払明細書は、申立期間当時、A社に勤務していた同僚から提出された給料支払明細書と記載項目、内容等について同一様式であることが確認できる上、申立人から提出された銀行普通預金・当座貸越明細により、給料支払明細書記載の総支給額から控除額を差し引いた金額が、同社から申立人の上記銀行預金口座に振り込まれていることが確認できる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給

料支払明細書から、昭和 62 年 9 月から 63 年 6 月までは 12 万 6,000 円、同年 7 月は 13 万 4,000 円、同年 8 月は 15 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 14 万 2,000 円、同年 11 月及び同年 12 月は 15 万円、平成元年 1 月は 14 万 2,000 円、同年 2 月は 15 万円、同年 3 月から同年 5 月までは 16 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る事業主が申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料を納付したか否かについては、申立人から提出された給料支払明細書から推認される報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が、長期にわたり一致していないことから、事業主がオンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所（当時）に届出ており、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、申立期間①については30万円、申立期間②については44万円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月10日
② 平成18年12月15日

ねんきん定期便により、A社における平成17年8月分及び18年12月分賞与の記録が漏れていることが判明した。同社から提出された資料のとおり、両申立期間に係る賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額の記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書により、申立人は、両申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、それぞれの賞与支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賞与支払明細書において確認できる保険料控除額から、平成17年8月10日は30万円、18年12月15日は44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、両申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城厚生年金 事案 1514

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

ねんきん定期便により、A社における平成18年12月分賞与の記録が漏れていることが判明した。同社から提出された資料のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額の記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において、10万円の標準賞与額に相当する賞与が支給されていること及び当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

ねんきん定期便により、A社における平成18年12月分賞与の記録が漏れていることが判明した。同社から提出された資料のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額の記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において、10万円の標準賞与額に相当する賞与が支給されていること及び当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城厚生年金 事案 1516

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

ねんきん定期便により、A社における平成 18 年 12 月分賞与の記録が漏れていることが判明した。同社から提出された資料のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額の記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において、20万円の標準賞与額に相当する賞与が支給されていること及び当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城厚生年金 事案 1517

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成7年12月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月26日から同年12月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成7年10月26日から同年12月1日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

確かに勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成7年10月26日より後の同年12月4日付けで、同年10月1日の定時決定が取消されている上、同年4月30日に遡って被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録において、資格取得日が平成4年9月1日、離職日が7年11月30日となっていることが確認できる。

さらに、A社の元代表取締役等に照会したところ、申立期間当時、A社には滞納保険料があり、これを解消するために、全従業員の厚生年金保険被保険者資格を遡って喪失させた旨の回答が得られた。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額及び資格喪失日に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の資格喪失日を平成7年12月1日とし、申立期間の標準報酬月額については、訂正前の記録から、26万円とすることが妥当である。

茨城厚生年金 事案 1518

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成7年11月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、17万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月26日から同年11月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成7年10月26日から同年11月1日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

確かに勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人がA社における平成7年4月1日の資格取得時の標準報酬月額は、当初17万円であったところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である同年10月26日より後の同年12月4日付けで、同年4月1日に遡及して9万2,000円に引き下げられている上、申立人の厚生年金保険被保険者資格を同年4月30日に遡及して喪失させていることが確認できる。

また、申立人のA社及び同社の関連事業所であるB社に係る雇用保険の被保険者記録において、申立期間当時の被保険者記録が継続していることが確認できる。

さらに、A社の元代表取締役等に照会したところ、申立期間当時、A社には滞納保険料があり、これを解消するために、全従業員の厚生年金保険被保険者資格を遡って喪失させた旨の回答が得られた。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額及び資格喪失日に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の資格喪失日を平成7年11月1日とし、申立期間の標準報酬月額を、訂正前の

記録から、17万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から51年12月まで
ねんきん特別便を確認したところ、昭和44年4月から51年12月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間については、昭和51年から53年頃に、特例納付制度を実施している旨の通知が届いたことから、国民年金保険料をまとめて納付したことを記憶している。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当委員会の調査において、国民年金に加入した時期、納付金額及び納付場所などの主張を頻繁に変えており、申立期間当時についての主張に一貫性が無い。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和53年9月25日以降であると考えられ、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立期間直後である52年1月から53年3月までの保険料について、54年2月に過年度納付していることが確認できるものの、申立人にその事実を確認したところ、そのように納付した記憶は無いと回答するなど、加入後の保険料の納付状況の記憶が曖昧である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年9月から平成元年11月までの期間及び8年11月から10年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年9月から平成元年11月まで
② 平成8年11月から10年11月まで

ねんきん特別便が届き、納付記録を確認したところ、両申立期間の国民年金保険料が未納及び申請免除とされていた。祖母が加入手続をした後、申立期間①の保険料については母が、申立期間②の保険料については家族又は自分が納付していた。

また、申立期間②の一部が申請免除期間とされているが、自分や家族で申請手続を行った事実はない。

このため、両申立期間の保険料が未納及び申請免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間①の最終月である平成元年11月分の国民年金保険料が、4年1月17日に納付されているものの、その後、「時効期間納付」として同保険料が同年12月分に充当されていることから、申立期間①については、時効により保険料を納付できなかったものと推認される。

また、申立期間②のうち、平成8年11月から9年3月までの期間及び10年4月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、当時、同居していた元妻の記録も未納となっていることから、申立人のみが保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立期間②のうち平成9年4月から10年3月までの期間について、申立人は、国民年金保険料の申請免除手続を行っておらず、継続して保険料を納付していたと主張しているところ、保険料の申請免除は、世帯主及び配偶者のいずれもが、保険料の納付が困難であると確認した場合のみ認められるものであり、事実、当該期間について、申立人の妻も申請免除手続を行っているこ

とが確認できることから、申立人のみ保険料の申請免除を行わず、継続して保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、両申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 2 月までの期間及び同年 3 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から 62 年 2 月まで
② 昭和 62 年 3 月から同年 12 月まで

ねんきん特別便が届き、記録を確認したところ、両申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。昭和 63 年頃に国民年金の加入手続を行った際、納期が過ぎている期間の納付書が後から送られてきたために、父から 16 万円くらいを借りて納付したことを覚えている。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、直前の満 20 歳到達日の強制加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和 63 年 9 月以降と考えられ、この時点では、申立期間①の一部については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、昭和 63 年 11 月頃、A 市区町村役場において転入手続を行った際、当時、未納となっていた両申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、同役場に確認したところ、当時、過年度保険料の収納は行っておらず、日銀歳入代理店の金融機関の併設も無かったことから、申立人が同役場において保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月から60年3月まで
昭和56年5月に国民年金に加入したものの、保険料を納付していなかったが、58年に姉が大学を卒業して就職したことを契機に、母が、自営業であった私の国民年金保険料を、同年5月から納税組合を通じて納付し始めた。このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、国民年金保険料納入者名簿（A市区町村が世帯単位で作成）から、昭和60年4月16日と考えられ、オンライン記録により、申立人は、申立期間直後の60年4月から国民年金保険料を現年度納付していること、及び62年1月6日に過年度分に係る国民年金保険料納付書が発行されていることが確認できることから、この時点では、申立期間の保険料の一部については未納期間があり、申立期間の保険料を納税組合を通じて納付したとする申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、申立人は、申立人の母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納税組合を通じて納付したと主張しているが、申立人自身は加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間当時の具体的な状況が不明である。

さらに、申立人及び申立人の母は、申立期間の国民年金保険料を、後からまとめて納付したことはないと主張しており、申立期間の保険料が、過年度納付された事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 1203

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から62年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から62年9月まで
年金加入記録を照会したところ、昭和58年3月から62年9月までの国民年金保険料が未納となっていた。63年又は平成元年頃、母がA市区町村役場において国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料30数万円を同役場の窓口で納付した。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、前の加入者の国民年金手帳記号番号から、平成元年6月17日以降と推認できることから、申立期間の大半については、時効により保険料を納付することはできない。

また、オンライン記録から、平成元年12月25日に、その時点において納付可能であった昭和62年10月から元年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立期間については、時効により納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人は、未納となっていた申立期間の保険料30数万円を、A市区町村役場の窓口で納付したと主張しているところ、申立人が国民年金に加入したと考えられる平成元年6月17日以降には、特例納付は行われておらず、申立期間の保険料を遡って納付することはできない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 1204

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年6月まで
ねんきん特別便が届き、納付記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。昭和40年に国民年金に加入以降、送られてきた納付書は全て納付してきた。

国民年金の加入手続も保険料納付も自分で行ってきたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は、申立期間直後の昭和51年7月から52年3月までの国民年金保険料について、53年10月16日に過年度納付した事実が確認できるものの、この時点では、申立人は、時効により申立期間に係る保険料を納付することができない。

また、昭和50年度、52年度及び53年度の国民年金消込カードによれば、申立期間の国民年金保険料が未納であることが確認できるとともに、53年度と同カード（54年4月30日時点）において、51年7月から52年3月までの納付記録が記載されていることから、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）との齟齬が認められない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 1205

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から54年12月まで
ねんきん定期便を確認したところ、昭和46年1月から54年12月までの国民年金保険料が未納とされていた。

20歳からしばらくの間、国民年金に加入していなかったが、父がA市区町村役場において国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を遡って一括納付してくれたはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、直前の任意加入者の国民年金手帳記号番号により、昭和57年3月30日以降であると考えられる上、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によれば、申立人は、同年4月に、その時点で納付が可能であった申立期間直後の55年1月から56年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立期間については、時効により保険料を納付することができなかったものと推認される。

また、申立人が国民年金に加入したと考えられる昭和57年3月以降の時点では、特例納付制度は存在しないため、申立期間の国民年金保険料を遡って納付することはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1519

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月 29 日から同年 2 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社における資格喪失日が、昭和 61 年 1 月 29 日である旨の回答を受けた。
しかし、私は、昭和 61 年 1 月末で退職するにあたり、それまで取得していなかった分の年次有給休暇を消化した上、同年 1 月 31 日付けで退職する旨を、事業主との話し合いで決めたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「非常勤職員名簿（写）」により、申立人の雇用期間は、昭和 60 年 6 月 1 日から 61 年 1 月 28 日までであることが確認できる。

また、申立人のA社に係る雇用保険の被保険者資格取得日は昭和 60 年 6 月 1 日、離職日は同年 11 月 30 日となっていることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは確認できない。

さらに、「非常勤職員名簿（写）」に記載された者 20 人のうち、オンライン記録が確認できた 5 人について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における被保険者資格喪失日を調査したところ、全員について、申立人と同様に雇用期間終了の翌日となっていることが確認できた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月11日から36年8月22日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社B工場に勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。私は、当時、脱退手当金の制度を知らず、受給した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、退職後すぐに再就職しようと考えていなかったと主張しており、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月半後の昭和37年1月8日に脱退手当金の支給決定が行われているとともに、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社に照会したところ、同社B工場は閉鎖され古い資料も破棄されており、申立期間当時の脱退手当金の取扱いについては不明と回答しているものの、A社B工場における被保険者のうち、申立人の資格喪失日の前後約2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給権を有する女性（申立人を含む）36人のうち、23人について脱退手当金の支給記録が確認できる。

このほか、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 1 日から 40 年 12 月 26 日まで
年金機構からはがきが届き、A社に勤務していた昭和 35 年 3 月 1 日から 40 年 12 月 26 日までの期間について、41 年 4 月 12 日に脱退手当金の支給済みになっていることが判明した。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示が記されているとともに、申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和41年4月12日に、申立期間に係る脱退手当金が支給決定されていることなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場における被保険者資格喪失日が、平成 2 年 9 月 30 日となっている旨の回答を受けた。私は同年 9 月 28 日まで勤務したが、同年 9 月 29 日は土曜日、同年 9 月 30 日は日曜日であり、会社の公休日であるため、私の退職は同年 9 月 30 日付けとなり、資格喪失日は同年 10 月 1 日となるはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る同社の人事記録及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録によると、申立人の離職日は平成 2 年 9 月 29 日となっていることが確認できる。

また、A社から、「現在、自己都合退職する者については、原則として最終勤務日を退職日としており、当該取扱いがいつから行われているか、具体的には不明であるが、かなり以前から行われている取扱いであり、申立期間当時も同様であったと考えられる。」、「申立人の最終勤務日は平成 2 年 9 月 29 日であると考えられるため、当該日を退職日としたものと考えられる。」との回答が得られた。

さらに、C企業年金基金に照会したところ、申立人の加入員資格喪失日は、平成 2 年 9 月 30 日であり、オンライン記録と一致している旨の回答が得られた。

加えて、申立人のA社B工場における健康保険整理番号の申立人の前後 300 人ずつ、合計 600 人の資格喪失日を調査したところ、転勤や定年退職以外の理由で、同社B工場において被保険者資格を喪失したと考えられる者のうち、申立人の資格喪失日の前後 3 年以内に資格を喪失しており、月末前 4 日以内に資格喪失した者は 35 人確認できる。このうち 33 人が、休業日（土曜日、日曜日、祝日休業日、年末休業日初日）に資格喪失していることに加え、当該 35 人に照会したところ、11 人から回答があり、うち 2 人から、退

職時の最後の給与から厚生年金保険料は控除されていなかった旨の証言が得られたほか、1人から、退職日について会社から説明を受けた旨の証言が得られたことから判断すると、申立人についても、申立期間に係る厚生年金保険料は給与から控除されていなかったと推認される。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。